

平成30年8月24日

第8回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第8回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第9号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	平成30年8月24日				召集場所	加須市役所 5階 502会議室			
開会の日時	午後1時32分				閉会の日時	午後4時28分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	野 川 良 翁			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	岡 島 敏 雄	○		9	塩 崎 博	○			
2	江 森 正	○		10	山 岸 和 男	○			
3	坂 本 君 夫	○		11	田 島 啓 司	○			
4	野 口 悦 夫	○		12	野 川 良 翁	○			
5	関 口 政 司	○		13	小 倉 和 夫	○			
6	矢 島 征 雄	○		14	早 川 初 男	○			
7	遠 井 勝	○		15	柳 田 浩	○			
8	栗 原 光 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 高 橋 章				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 査 落 合 高 雄				
					主 査 染 谷 守				
					加須市農業振興課				
					主 事 蛭 間 達 也				
					騎西総合支所農政建設課				
					主 査 大 塚 瀬 喜 男				
					大利根総合支所農政建設課				
					主 任 小 林 孝 行				

休憩 午後2時50分から午後3時00分

開会 午後 1時32分

○局長（高橋 章君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから平成30年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会のご挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

去年の今ごろはですね、高校野球もですね、花崎徳栄が優勝いたしまして、また、今年はですね、秋田県の金足農業が準優勝ということで、農協を初め農業関係の交流ですね、幾らかPRになったのではなかろうかと思えます。

またですね、台風20号がですね、危ぶまれたわけでございますけれども、本当に被害がなく、この関東っていうのはいい場所ではなかろうかと思っております。

それではですね、ただいまより平成30年第8回加須市農業委員会を開会いたします。よろしく願い申し上げます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



### ◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当にね、先ほど職務代理のほうで申されましたけれども、台風の被害が余りなくて、本当に幸いかと思います。ただ、うちのほうの傾向で、台風が直撃するときには農機具が盗まれる確率が高いということです。それというのも、皆さんが、もう台風だとね、雨戸をよく閉めてぐっすり休みますんで、雨の音だとか風の音で農機具を盗まれてもね、わからない。特に、台風するときには、農機具を盗まれないように注意してくださいということを皆さんの口から言ってもらえると、件数が減るかなと思います。

余談になりますけれども、私のほうではあきたこまちを8月の5日、6日、7日で刈りました。検査も農協で受けたんですけれども、オール2等でした。どこが悪いんだということなんですけれども、どうしても整粒が70%達しない。非常に厳しい現実でした。

その後、コシヒカリを実際刈って初検査を23日、昨日受けました。そしたら、何とオール3等でした。3等って、今までね、みんな農家の人で誰も、最初のときに3等もらうとは誰も予想してなくて、みんな下向いて帰りましたけれども、本当に現実是非常に厳しい。

加須はこれから北川辺、最初ですけれども、後半にまた騎西のほうまで期待を持てますので、後半巻き返すということもあるかと思うんですけれども、本当にコシヒカリも、連休後に植えたコシヒカリのほうが若干いいかなという感じがしています。ただ、検査ですから、終わってみないと何とも言えないわけですし、この暑さですね、これは本当に今後どういう対策をするかということは、いろいろ検討される余地があるかと思えます。

忙しい中にこうして農業委員会の総会にご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げるとともに、本当にね、月に1回のこの農業委員会の総会をもって、この加須市の農業の発展と農地を守る重要な役割を担うわけでございますので、皆さん方の慎重な意見を反映できますようによろしくご祈念申し上げまして、言葉整いませんけれども、開会に当たりまして、会長のご挨拶といたします。本日もよろしくお願いいたします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事の進行について、会長、お願いいたします。



#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただいまから平成30年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

10番 山 岸 和 男 委員

11番 田 島 啓 司 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、4件の取下願が提出されております。本日の議案第1号、10番の元和地区、議案第2号、1番の大越地区、議案第3号、2番の水深地区及び4番の東地区、議案第5号、22番の原道地区については、取下願が提出されておりますので、本日の議案からは除かれることを報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、議案第1号、3条の1番からご説明いたします。

まず1番、本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で自分が耕作できないことと、既に譲受人がその土地を借り受けて耕作しており、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

8月17日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で、申請者 宅を訪ね、現地を見、また話を聞いてまいりました。事務局の説明ありましたが、高齢のため耕作がちょっと難しいという形で、売買に至ったということです。本件につきましては、何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は相続で取得したが耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

住所から見てね、加須市内ではありませんし、地区外ということで譲受人のお宅まで行くことができなかったの、電話でご連絡申し上げました。8月の17日に電話したんですけども、 さんにいろいろ聞きまして、年齢的には69歳ということで、 のこの地区に来るのに大体20分から25分ぐらいかかるようございませす。知人から頼まれて、もう既にここ二、三年耕作しているようすし、現地も、 の現地を見て、多少草は出ていたんですけども、ちゃんと耕作してありました。その内容から見て、許可相当と判断してまいりました。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の三俣地区の案件についてですが、この案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足等により耕作できないため、また、譲受人は経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

8月17日、地元推進委員の宮内さんと、 さんから話を聞きながら現地確認をしました。現地は さんの耕作地の隣地で、譲渡人の さんは規模を縮小するため、また、さんは作業能率を考えて規模を拡大するとのことでした。現地確認したところ、 さんの耕作地の隣であり、何の問題もなく、許可相当と判断しました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。



本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

3番の審議が終了いたしましたので、委員の入室をお願いいたします。

(委員入室)

○会長(小倉和夫君) 次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模を縮小したいため、また、譲受人は自宅に隣接しており、効率的に経営規模の拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番(坂本君夫君) 3番、坂本です。

8月17日ですか、関口委員と渡辺推進委員でお伺いしてきました。さんは高齢で、もう後継者もないし、どうしても手放したいということで、譲受人に話したところ、引き受けてくれたのが現状です。どうかご審議よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番、6番及び7番の田ヶ谷地区の案件ですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当いたしますので、議事の間、退席をお願いいたします。

( 推進委員退室)

○会長（小倉和夫君） それでは、5番、6番及び7番の田ヶ谷地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。5番から7番につきましては、内容、譲受人が同一でありますので、一括にてご説明いたします。

5番、6番、7番、3件とも売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人はいずれも経営規模を縮小したいため、譲受人は経営規模の拡大を図るため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（坂本君夫君） 3番の坂本です。

同じく8月17日ですか、関口推進委員とお伺いしまして、5番の さんにつきましてははですね、もう のほうへずうっと住んでいまして、実家がほとんど十何年誰も住んでなくて、親が亡くなって、もうすっかり空き家で空き地で、正直言って処分したいということで、前から困っていたわけです。それで、 さんと さんは同級生なんですね。同級生で話し合っ、じゃあ私がってということで引き受けたところ、6番の さんも全然もう農機具も何もなくて、耕作もしてなくて、7番の さんはもう80幾つで、やはりただ近所の方に耕運で耕しただけということで、じゃあ私も私もってということで、ついでにとということでどうですかと言ったところ、 さんが私が引き受けますということで、こういった申請が出たわけです。どうかご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

5番、6番及び7番の審議が終了しましたので、推進委員の入室をお願いいたします。

( 推進委員入室)

○会長(小倉和夫君) 次に、8番及び9番の原道地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。8番、9番につきましては、内容、譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。

2件とも売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人はいずれも経営規模を縮小するため、また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模の拡大を図ることができるため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番の柳田です。

8月17日に地元担当の佐藤推進委員と現地確認をするとともに、譲受人宅を訪問しましてお話を伺ってまいりました。譲受人は、これまでも申請が何回も出ているように、地域で大きくやっている農家でございます。また、これらの申請の土地についてはこれまで相対で耕作したということもあ

で、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、8番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、11番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は人手不足等により耕作できないため、また、譲受人は経営規模を拡大するため、今回の申請となっております。

譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

16日にですね、鳥海、塚田両推進委員とともに3名で現地の確認をしてまいりました。現地については十分に耕作がされしっかり草刈りもされていた、このように思います。そして、聞き取りしたいんですが、ちょっと不在だということですので、申しわけないんですけども、電話で確認をさせていただきました。さんに確認をしたところですね、田んぼについては一応水稻と、そして畑については米や豆、それからニンニクをつくりたいと、そんなお話をされておりました。実際のこと言ってみると、退職したのもう少し拡大をしたいと、そんな意味もあって今回に至ったと、そのようにお話をされておりました。私の考えとすれば、これだけ拡大してやっていただければということからすれば許可相当なのかなと、こう思いま

すので、ぜひご審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

さんは何歳ぐらいの人でしょうか。それで、あと二、三件ね。農機具の所有状況は、  
どうですか。

○事務局（正能 光君） まず、さんの年齢でございますけれども、75歳でございます。

に住んでおまして、農機具はですね、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、  
軽トラ1台、これが所有ではなくて、リースで借りてやるということでございます。

○2番（江森 正君） このリースというけれども、どういうリースなのか、農家から借りる  
なのか、商売の人から借りるのか、そこら辺をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） まずですね、リースということでございますけれども、リース先は  
加須市 にあります、さんから、さんが使っていないときに借りますよとい  
う契約でリース契約がなされております。

○2番（江森 正君） このさんの農機具所有状況を私把握すると、ちょっと半端な農機  
具がないんですね。みんな大型機械でありますので、75歳の方がさんから借りて、で  
きるんだろうかという心配もあります。本当にさんは優秀な方で、さんからさ  
さんは借りてできるのか、運転手ができるのかという心配事もあるわけですが、これ  
さんからの農地を取得して、将来やっていけるのかなという心配があって、ちょっとご質問  
をさせていただきました。

それで、さんから借りるということは、文書で契約しているわけでしょ。

○事務局（正能 光君） はい、その賃貸借契約書の写しもついております。それと、先ほど  
機械は全てリースですよということでご説明しましたが、その申請書と、あとさんとの  
リース契約、契約書のほうと照らし合わせてみますと、若干記入漏れが、申請書のほうの記  
入漏れがありまして、正しくはですね、田植機、コンバインは借りますよ。トラクターはそ  
の方が持っている、壊れた場合のみお借りします。あと、軽トラックは購入するまで、購  
入するので、それまで貸してくださいという契約でございました。

○2番（江森 正君） それで、代理人は誰がなっていますか。

○事務局（正能 光君） 代理人はさんです。

○2番（江森 正君） 私の以上の質問は終わりにします。ありがとうございます。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見がありましたら。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

よくわからないのが、業員が4名というのは、実際聞き取ったことなのか、電話なのか。我々が懸念するところは、いわゆる放棄地対策で、いろんなこういう部分は、非常に耕作する人が当然農地は購入することが基本ですし、また、 から 、昔の だと思うのですが実際に耕作ができるのか疑問に思います。その辺の調査についてはもうちょっと慎重に、耕作者の意思確認というものが重要なのではないだろうかというふうに考えます。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局からですね、ちょっと申し上げたいのがですね。従業員が4名ということで申請が上がっております。その4名というのはですね、ご本人、それと奥さんがいるんですけども、それと42歳の長男、35歳の次男、この方も従事するということで4名ということになっております。

○7番（遠井 勝君） たびたびすみません。この資格要件とか経費的なものは、非常にこれはわかるから、この分だと問題ないと言うんですけども、果たしてその4名の若い人が従事していて、自作地が5反6畝ということで、今までほかに借り受けたんだろうかという、ちょっと不思議なような気がするんですけども、その辺の調査はどうなんでしょうかね。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

私も7年間農業委員やってきましてね、その間にやっぱりこのような内容がちょっとあったのかなと、こう思いましたので、常に譲渡人あるいは譲受人に対してですね、聞くときには必ずご自分でなさるんですねということは確認をしています。

今、遠井さんがお話ししたように、 から までどうなのかなと、私も最初は思ったんですが、確かに距離がありますからね。譲受人に意思を確認したら、それでも私行きますよと言っておりました。そんな状況であります。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見等ありますか。

ご質疑、ご意見は出尽くしたと思います。

11番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

2番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。この3条のですね、3条の許可を必要とする買受適格証明願につきましてご説明いたします。位置図の24ページをご覧ください。

当該農地は、譲受人の差押物件で、債権者となっております。裁判所からの競売を実施する物件となっております。その買受申出に必要な買受適格証明願について、今後、農地法3条の許可が必要となるため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請人は競売物件を買い受けて、水稻を耕作する計画となっております。

また、申請人は現在、1町1反5畝を耕作しておりまして、農機具保有状況から判断しても問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

今、事務局がお話しされたとおりですね、稲作がつかれると、そんな状況にあると思ひます。同じく16日に、塚田、それから鳥海両推進委員と3名で現地を見て、そして申請人までお伺ひしたんですが、ちょっと申請人がご不在でしたので、後で電話で確認をさせていただきました。現地については、水稻を既に作付できると、そんな状況にあったと。それから、電話で確認をしたところですね、実際には適格証明を出して、そして払い下げになれば、すぐに水稻をつくりたいと、そのようなお話を さんはされておりました。私とすれば、別にここは問題ないのかなと、このように思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、既に農地を農産物直売所として使用しているもので、申請書等、必要添付書類が提出されております。

当該施設は、そもそも青地であったため、農業用施設として市の農振計画の軽微変更の手続きを行っております。目的が農産物直売所及びその付随する駐車スペースということであり、また、始末書も添付されていることから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

8月の18日、適正化推進委員の佐久間さんと現地調査したわけですが、この4-1の図面どおりなんですけれども、一応駐車場とかそういうふうな場所に砂利がもう既に入っている状態です。そういった中で、目的も農産物直売所ということですし、始末書提出ということで、やむを得ないのかなということで判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）



○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3 番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 27 ページ及び土地利用計画図 4-3 をご覧ください。

本案件は、所有者本人により長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10 番（山岸和男君） 10 番、山岸です。

8 月 17 日に、推進委員の石川さんと現地調査をしました。現地、住宅地の中にある農地なんですけれども、現状からして、本人と連絡ちょっとなかなかとれなかったんですけども、代理人の連絡先を事務局より聞きましたので、代理人の方とお話をしたところ、本人も会社勤めのため耕作は今後ともできないということで、土地を有効に使うために長屋住宅を建てるということでした。そういうことなので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

なお、1番の北川辺地区の案件及び議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の21番の北川辺地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。議案第4号の第5条、計画変更申請と議案第5号の21番につきましては、譲受人が同一でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の49ページ及び土地利用計画図5-21をご覧ください。

本案件は、譲渡人が平成27年に倉庫で転用許可を得たもので、今回、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅として転用するための変更申請並びに第5条の許可申請でございまして、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

8月18日、推進委員の高橋、細谷両委員さんとともに現地を確認してまいりました。電話連絡で さんに聞いたところ、事務局の説明のとおり、いいところに自己用住宅があるということで、お母さんと一緒に住む二世帯住宅を建てたいということでこの土地を購入したといういきさつを話していただきました。許可相当と判断してまいりましたが、皆さんのご意見をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番について、原案のとおり承認相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認相当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の22件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図29ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

8月17日、推進委員の野本さん、川島さんの3人で、申請者は14名いるわけですが、一応地元の の さん宅を訪ねまして、現地確認をし、話を聞いてまいりました。事務局の説明のとおり資材置場という形で、現地につきましては小麦をつくってあるところ一部と、あとはほとんどつくってないところでございます。何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 30 ページ及び土地利用計画図 5-2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、法人の駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4 番（野口悦夫君） 4 番、野口です。

やはり、17 日に推進委員の野本さん、川島さん、3 人で申請者、譲渡人 さんのお宅を訪ね、現地を見、話を聞いてまいりました。既存の駐車場のところもきれいに管理されており、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 31 ページ及び土地利用計画図 5-3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用二世帯住宅を建て替えるもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、二世帯住宅であることから、敷地面積、また、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり、17日に推進委員の野本さん、川島さん、3人で譲受人 さん宅を訪ね、話を聞いてまいりました。さんと譲渡人の さんにつきましては、親子関係でございます。築22年ということで、建て替えという形で、ちょっと二世帯住宅でちょっと面積少ないという形で、親の土地を借り一応新築するという形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

ちょっと敷地延長のことについて教えていただきたいんですが、この方はいわゆる5条申請で、敷地延長での許可を追加するという場合は、既存住宅の部分というのはどのぐらいあって、これは500㎡を超えない状態なんでしょうか。

○事務局（正能 光君） 今のご質問ですけれども、既存の宅地のほうはですね、約500㎡、498.83㎡でございます。それで、今回、農地が306㎡でございます。合計804.83㎡になるんですが、二世帯住宅、面積がそれだけ必要だということで、804㎡でもやむを得ないと思われます。

○7番（遠井 勝君） この申請の5条許可について、いわゆる普通のサラリーマンが二世帯住宅を購入するということに対して500㎡は、いわゆる二世帯住宅であれば上限は特にないということなんでございましょうか。

同一敷地で敷地拡張で申請するについては、500㎡以内が限度というふうにとちょっと理解しているんですが、二世帯住宅なら特別な許可で800数㎡まで許可はできるというのでしょうか。

○事務局（正能 光君） 上限面積が決まっているというわけではございません。

○7番（遠井 勝君） ちょっとこの公図らしき、建物配置図を見ましても、左の高速自動車道の側道から入って、路地状敷地へ入って、何か奥の家というんですかね、奥の土地は、同

一者が所有しているんですか。

○4番（野口悦夫君） ちょっといいですか。さんとさんとさんは、親族関係にありまして、この濃いので囲んである反対の右側ですね。ここにさんの子供さんがいるんです。その間を、ここを広げたいという形で申請が上がっています。

○事務局（小川修一君） 今回ですね、図面を見ますと、656-5、656-7、この奥にですね、656-1というのがあるんですけれども、宅地で今住んでいる家が建っております。その間を今回、農転をして敷地拡張して二世帯で。1世帯ですと500㎡というのが基準でありますけれども、二世帯住宅の場合ですと、その都度協議ということになっているようでございますので、この間の農地について、今後の利用価値というか、活用ができるのかということもあるんですけれども、そういう観点から見ますと、これはもう全て二世帯です。必要性、それと残りの農地の活用については余り見込めないということで、やむを得ないのかなと、また、土地の形状が旗竿ということで、そういったこともございますので、そういう総合的な判断からそうしたものでございます。

○7番（遠井 勝君） わかりました。承知しました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かご意見ございますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の大桑地区の案件ですが、この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員さんが該当いたしますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の32ページ及び土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

8月の18日、推進委員の佐久間さんと、大桑地区でありますけれども、18日に現地調査にお伺いして、さんはちょっとおられなかったもので、さんのほうが面積多いんですけれども、さんすぐそばですので、現地を一緒に見ていただきまして、米をつくっているのには、葛西用水から水源があって、別に問題はないというようなことですが、申請が出ている土地については畑になっておりまして、周辺の土地とは結構落差があったんですけれども、ちょっと今後、地主さんも管理していくのに難しい状態かなと。第2種農地ということで、太陽光発電施設用地への転用ということなので、やむを得ないのかなというふうな判断をしてみました。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

審議が終わりましたので、委員さんには入室をお願いいたします。

（ 委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の33ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、許可の見

込まれるものであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

8月18日、推進委員の佐久間さんと譲渡人の さん宅にお伺いしまして、お話を聞きました。たまたま知り合いから紹介があったということで、ちょうど角地で、第2種農地ということでやむを得ないんじゃないかというふうなことで判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の34ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農振農用地と判断されますが、農地改良工事後の耕作については、小麦、大豆等を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく18日に、推進委員の佐久間さんと現地調査いたしました。現地につきましては、両脇が道路に挟まれておりまして、かなり低い状態であります。現在は耕作しておらず、草刈りはしてあって、きれいな状態ではあったわけですが、今後、畑にして利用してい



くんだというふうな話をお聞きいたしました。よろしくご審議お願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の35ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、飲食店の貸店舗を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

この案件につきましては、8月17日、宮内推進委員さんと一緒にお会いして聞きまして、飲食業はちょうどここいいのかな、場所的にいいのかな、そう思いまして、さん宅へお伺いしまして、問題ないという判断をしました。よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の36ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自己用資材置場を整備するもので、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

この案件につきましては、今、飯場なんかがありますユニットハウスという、小さいハウスをリースで貸している業者なんですね。今、置場が少なくなっちゃったので、三俣のほうへ土地を借りて、そこへ持っていきたいと、2つを1つにしていきたいということになっております。ユニットハウスは、東京あるいは関東近県から全部そこへ1回中継して、そこから運ぶということになっております。問題ないと判断しました。ご審議よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図37ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

8月18日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で譲渡人の さん宅に伺い、お話を聞いて現地確認をしました。近ごろ土地の管理が難しくなったということで、太陽光発電の話があり、売買により譲り渡すことになったということです。現地は、下草が生い茂って、耕作放棄状態でした。このような土地なので、遊休農地解消についても許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の38ページ及び土地利用計画図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 同じく矢島です。

去る18日、やはり推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で現地確認をしました。現地は、譲受人の会社の私道を挟んでの隣地で、現在は稲が作付されておりました。道路側と南側には田んぼに水を通すU字溝の用水路があり、工事で破損されては心配ということで、田

部井さんが代理人の さんに電話をし、工事には十分注意されるよう要望したところでございます。申請の土地は資材置場ということで、何の問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過してまいりましたので、ここで休憩を入れます。

休憩 午後 2時50分

（早川初男委員退室）

再開 午後 3時00分



### ◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、再開いたします。

それでは、次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の39ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農家住宅の敷地拡張をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、今回ですね、農家住宅の建て替えを計画したところですね、敷地の一部がブロック塀の部分でございますけれども農地のままであったということでございます。それにつきましては、市の道路拡張工事に協力した当時からそういうことで現地のほうにあったと。現地調査を行った結果、申請地は第2種農地と判断されます。始末書の添付もございますので、また、立地基準、一般基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

この案件につきまして、住宅の老朽化に伴い、8月17日、武正委員と確認しまして、計画を、母屋の建て替えを計画したところ、歩道沿いに農地であるということが判明したためにこの申請となりました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の礼羽地区の案件についてですが、この案件について、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員退室）

それでは、12番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の40ページ及び土地利用計画図5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、保育園の敷地を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

当該保育園は、敷地を拡張し学童保育室を建設する計画で、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

20日にですね、現地調査並びに さんというのは 推進員さんのおふくろさんなので さんより聞き取り調査を行いました。ただいま事務局の説明のとおりで、加須駅から騎西へ伸びる幹線道路に面しており、東側には済生会病院が建設されます。これから発展する地域です。それに伴い保育園の拡張ということで、何の問題もなく、許可相当は判断いたします。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

推進委員さんには入室をお願いいたします。

（ 推進委員入室）

○会長（小倉和夫君） 次に、13番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の41ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

これは早川初男委員さんの担当でございますけれども、所用で退席いたしましたので、早川委員から聞いたところ、電話で確認した結果、何ら問題ないということでございますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図42ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（野川良翁君） 12番、野川です。

やはり、早川委員の担当でございますけれども、電話で確認した結果、何ら問題ないというところでございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の鴻荃地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の43ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、以前から宅地進入路として使用しており、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、当該案件は、昭和45年以前から宅地進入路として使用していることから、当初除外が認められたものです。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

8月17日に、江川推進委員さんと2人で、現地にて業者の方より話を聞いてまいりました。先ほどの事務局の説明どおりに、進入路ということで、もともと農地というような形であったわけで、ここで改めて転用ということで申請が上がりました。昭和45年以前から使っていたということもあり、何ら問題なかったのではないかと考えております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図44ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅のための進入路を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、当該案件につきましても、先ほどと同じ昭和45年以前から宅地進入路として使用していることから、当初除外が認められたものでございます。

現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないも



のと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

先ほどの15番の案件と同じなのですが、このたび、 さんの隣の宅地があるわけですが、これもともと宅地で、これを分割いたしまして、お孫さんがこれから家を建てるということで、進入路の問題で、その道路を分割して進入路ということで申請が上がったわけでございます。何ら問題はないのではないかと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の45ページ及び土地利用計画図5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、進入路を拡幅するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、申請地は第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

8月22日の日に、渡邊推進委員さんと同行訪問いたしまして、譲渡人の さんと面談してまいりました。この譲受人の の住所になっている方なのですが、これは隣の家の方

でして、具合が悪く、何だか施設に入っておりまして、面談はできなかつたんですが、隣地の　　さんより、息子さんを実家のほうに何ていうんですかね、呼び戻すために家を新築と  
いうか、改築・新築する予定らしいので、そのための接道の確保ということでの申出でござ  
います。面積もわずかでございますので、特に支障なく、許可相当と判断してまいりました。  
以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。位置図46ページ及び土地利用計画図5-18  
をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農機具置場を建築するもので、資金計画等、  
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得  
ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君）　10番、山岸です。

8月17日に、推進委員の石川さんと現地調査をしてまいりました。現状は作付はしてお  
りませんが、ちゃんと管理をされている土地でございました。あと、後日になりますが、譲  
渡人の　　さんと電話でお話ししたところ、農機具が倉庫がないために雨ざらしで大変なん  
で、そこへ農機具小屋をつくるということでした。　　さんの三男の方が農業部門というか、  
農業部門を担当しているということで、お話を伺いました。よろしく審議のほどお願いいた  
します。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。 さんというのは、家はどこにあるんですか。

社用駐車場って、面積全部で700㎡って大きい面積なんですけれども、社用って、どちらで、どういう商売やっているんですか。

○10番（山岸和男君） さんは、何というか、これ自宅は なんですけれども、これのほうは、事務所があるところが のほうかと思うんですけれども、 の事務所へ電話しまして、 さんは本業は地質調査の仕事だと思いました。お子さんが3人いて、三男の方が今、 地区、 地区のところもあります。ハウスを建てて、一応ハウスでパプリカとかピーマンとか、いろんなものを栽培しているところです。その三男の方が一応農業部門を担当しているということなんで、農機具が何とか、野ざらしとか、屋根がないところに置いてあるもので、たまたまこの さんの土地があいているということで、そこへ農機具小屋と、会社用の車もとめられるような駐車場もつくるということでした。

○会長（小倉和夫君） 補足で。 さんは、先ほど山岸委員が言ったように、そういう会社経営をしていたんですけれども、宅地とか、例えば茨城だとか、そういうところで空き家になったような会社の跡地だとか、そういうのを購入しまして事業を拡張して、会社としては非常にいい成績をおさめております。それで、本拠地とか、 の地区にも会社を構えたんですけれども、そこももともとは人の事業所を買い取って事業をやったということで、5年ぐらい前に のほうに何か農地を6反ぐらいかな、買って、そっちのほうはナスをつくってました。そのうちに、今度 の農地が欲しいということで、やっぱり5反ぐらいですか、まとめて買いました。そのときに、私が担当でしたので、 さんの、実際に今後どうするんですかと、本当に農業やるんですかということを探ねたところ、私そういう農業に非常に興味があって、やりたいんだということで意欲的に話をされまして、じゃあもうということで、農地を売買を認めたわけなんですけれども、その後もハウスを建てたりして、パプリカだとかやっています。

地域の人を雇い入れて農業をやっているわけなんですけれども、よくよく聞いてみましたら、その三男の方が経営主とか、農業部門の責任者ということでやっております。意欲的に取り組んでおりますので、私が言うのも何ですけれども、新規参入でやっているわけなんですけれども、意欲的に取り組んでいる方ですので、大丈夫かと思えます。補足ですみません。

○事務局（染谷 守君） すみません、事務局の染谷です。ちょっと補足させていただきます。

議案書の11ページ、今回の案件の転用目的の中に、社用車駐車場ということで今、柳田

委員さんからの質問あったんですけども、詳しく聞きましたら、農作業に従事する人を雇ってまして、その方の駐車場を一緒に設けると、そういった説明をいただきました。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かご質問がありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図47ページ及び土地利用計画図5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受けて、住宅敷地としているもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は昭和46年に自己用住宅を建築し、現在に至っております。今後も引き続き、賃貸借により使用したいとのございます。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。また、始末書の添付もございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員私ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

18日の日に、細谷、高橋両推進委員さんとともにこの さんのお宅を訪れて、聞き取りをいたしました。以前からこの土地については、 の さんていう方が昔から所有してまして、農地のところに転用許可を得ずに自己用住宅を建てて、貸してしまったということで、今後も借りたいということで今回の申請に上がったものです。許可相当と判断してまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図48ページ及び土地利用計画図5-20をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受けて、住宅敷地としているもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

なお、譲受人は昭和45年に自己用住宅を建築し、現在に至っております。今後も引き続き、賃貸借により使用したいとのことでございます。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現地の状況、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまゝ。また、始末書の添付もございまして、やむを得ないものと思われまゝ。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私ですので、私のほうで現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

同じく18日の日に、細谷、高橋両委員さんとともに さんのお宅を訪ねて、聞き取りをしてまいりました。先ほどの さんの隣でございまして、延長線上に残った土地が駐車場の一部でございまして、先ほどと同じく、許可相当と判断してまいりましたので、皆様、ご審議をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

何かご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の51ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地の改良工事後の耕作に

については、小麦、大豆等を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

17日に、地元の佐藤推進委員と2人で、現地にて事業主の さんに立ち会っていただきまして、お話を伺いました。場所というかですね、状況については、耕作されてないで管理状態ということで、今にも荒れてしまいそうな土地でございまして、これを改良することによってですね、新たに耕作できるということでございますので、やむを得ないというふう

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格証明願について」の1件を議題といたします。

1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の52ページをご覧ください。

当該農地は、譲受人の差押物件で、債権者となっております。裁判所からの競売を実施する物件となっております。その買受申出に必要な買受適格証明願について、今後、農地法第5条の許可を必要とするため、申請者が適格者か否かを判断するもので、必要書類等が整えられております。

また、申請人は競売物件を買い受けて、資材置場にする計画となっております。

申請人は現在、農業のほか、自営にて という自動車部品の卸などを経営しております。その事業拡大のため、資材置場を整備するものでございます。

また、現地の残土については搬出处分をする資金計画で、見積もり、残高証明等も添付されており、事業の確実性は問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたか、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

地区外という形で、岡島農業委員さんにちょっとお世話になったわけでございますけれども、事務局の説明のとおりですね、何ら、現地につきましては推進委員の野本さんと川島さんと、3人で見てきたわけでございますけれども、事務局の説明のとおり、実質125号線の道沿いなんですけれども、草等生えておりますけれども、やむを得ないというふうに考えます。また、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分53筆、面積3万9,853㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意



見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。



### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 議案第9号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入る前に、本日の進め方について、委員の皆様にご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) すみません。議案第9号「加須農業振興地域整備計画の変更について」につきましても、農業振興地域整備計画の変更に当たりまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2に基づきまして、市長がこの計画を変更する場合には、「農業委員会の意見を聴くものとする。」となっておりますので、その法令に基づきまして、農業委員会としての意見をお伺いするものです。

具体的な進め方といたしましては、議案書、お手元に総括表があるかと思いますが、そちらの左から2つ目の農用地区域番号というところがあるかと思いますが。その農用地区域番号のABCというアルファベットの順に書いてあるかと思いますが、この表記、このアルファベットごとに区域をまとめて、一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。その後、ご質問、ご意見を伺って、各案件に対して、農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただくこととなります。それでは、よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、最初に、農用地区域番号Bの事案1から事案6について、農業振興課担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） 農業振興課、農業振興地域整備計画担当をしております蛭間と申します。よろしくお願いたします。

説明の前なのですが、事案番号6番についてなんですが、8月10日付けで申出者の都合によって取り下げられましたので、こちらのほうは省略させていただきます。よって、6番は欠番となりまして、事案番号は25番までございますが、24件の除外申出の内容となっております。

それでは、農用地区域番号Bの事案番号1から、6を除いて5まで説明させていただきます。議案第9号の総括表と位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

まず、事案番号1番、こちら除外の事由は、分家住宅となります。

こちらの事業計画者は、家族4人で妻の実家に居住しており、何かと手狭になってきたことから、所有者である義理の姉の承諾を得て、今回の計画となっております。こちらの計画地は、事業計画者の実家に隣接しておりまして、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれております。

次に、事案番号2番、こちらと同じく分家住宅となっております。

こちらの事業計画者は、家族4人で実家に居住しております。手狭になってきたことから、所有者の父親の承諾を得て、今回の計画となっております。こちらの計画地は、計画者の実家に近く、お互いに助け合いながら生活することで利便性が向上することが見込まれております。

続いて、事案番号3番、こちらは敷地拡張となっております。

こちらの事業計画者は、建設業を営んでおります。現在は、自宅兼事務所である土地を資材置場及び駐車場として利用しております。しかし、手狭であり、作業効率が悪いこと、また、危険であることから、隣接地を拡張して既存敷地と一体利用していくという計画となっております。こちらの計画地は、事業計画者ご自身で持っている土地であります。事務所と隣接していることから、利便性が向上することが見込まれます。

続いて、事案番号4番、こちら除外事由は、農家住宅となります。

こちらの事業計画者は現在、夫婦で借家に住んでおります。今後も農業を続けていくに当たって、作業効率の向上を考え、実際耕作している農地の近くでの建築を計画しました。こちらの土地については、実際耕作している農地の周辺であること、また、同じく農家である実家から近いことから、利便性が向上することが見込まれます。こちらの土地は、同じく農家である父親の土地から選定いたしました。実家から近く、お互いに農業を手伝いながら進

められると思います。

続いて、事案番号5番、こちらの除外事由は、駐車場敷地となります。

こちらの事業計画者は、運送業を営んでおります。現在、駐車場としている隣接地で、新たに営業所、車庫などの新設を計画しております。こちらの新設事業については、国である運輸局が既に許可を出しております、今年度中に建物の建設が完了する予定であります。それに伴い、不足する駐車場を隣接地に新たに設ける計画となっております。こちらの計画地の周りについては、道路、水路、雑種地に囲まれておることから、周辺の営農には影響は少ないものと思われま。

最後、事案6番ですが、最初に説明させていただきましたとおり取り下げとなったので、省略させていただきます。

事案番号1から5の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○7番（遠井 勝君） 7番の遠井です。

この農業振興地域整備計画の内容について調査する場合、これは当然申出は年1回の申出で受け付けしているんだらうと思うんですが、特に分家住宅の申出についての土地の所有者状況というのは、どういう調査でこの該当物件を決めるんでしょうか。これは、具体的にこの案件ということじゃなくて、分家住宅のものに対してのことをお聞きできればと思います。

○農業振興課（蛭間達也君） お答えします。

ほとんどの方が自己所有地を持ってないという証明書を出していただきまして、その中で、実際はご自身の両親、祖父母など親族の方の土地の所有の一覧表を出していただきまして、その中から一番集落に接続、集落に近いところから選定しております。

○7番（遠井 勝君） 具体的にですね、例えば分家住宅を出す場合、当然、調整区域の農地の除外の申請ですから、何ていうんですかね、その土地の所有者、父親から譲り受けたか、あるいはそういう部分のものに対して、例えば第1種農地とか第2種農地があった場合について、例えば第2種農地を基本的には勧めるのか、あるいは第1種農地を、希望があったらそれを優先しちゃうのか、その辺の審査の基準というのは、基本的なスタンスというのはあるんですか。

○農業振興課（蛭間達也君） 仮にお父様の土地で選ばれた場合なんですけど、まず市街地に土地を持っている場合は、市街地を第1優先とさせてもらっています。次に、青地、白地ある

のですが、白地を持っている場合、除外が必要ない白地で選んでもらうというふうに指導しております。時々いらっしゃるのが、青地しか持ってない方なのですが、その場合は第1種農地、第2種農地の判断、農業委員会の担当のほうから確認いたしまして、第2種農地を選ぶように指導しております。第1種農地や連担性のある広い田んぼなどの農地については、極力選ばないようにという指導のもと行っております。

○7番（遠井 勝君） 細かいこと言うようであれなんですけれども、白地地域を優先に基本的には考えて、第1種農地、第2種農地の場合は、なるべく第2種農地のほうを推進すると、そういった場合ですね、例えば利便性とか、あるいは当然、農家住宅がいっぱいあるところなどの集落性を見ながらするというところもあるんでしょうけれども、その辺の優先順位というのは集落性を選考するのか、それとも第1種農地か第2種農地か、あるいは白か青かという、そういうものについては優先順位というのは当然決まっているんでございましょうか。

○農業振興課（蛭間達也君） 一般的なことから申し上げますと、第2種農地のほうが集落接続している場合が多いのですが、場合によっては第1種農地のほうが集落に接続しているという場合もありまして、その際には開発上の許可制度、農地法上の許可制度で許可見込みが高いほう、用途地域という話もありましたが、開発サイドのほうで分家住宅が認められない区域、認められる区域というものもありますので、それにあと関係法令上認められるところをまず優先となっております。

それで、どちらも仮に認められるという場合なのですが、第1種農地、第2種農地というものもあるのですが、基本的にはそこに家が建ったとして、周辺農地の営農に影響が少ないということ客観的に判断いたしまして、こちらの土地にしてくださいという指導を行っております。

○7番（遠井 勝君） わかりました。ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見、ご質問がありますか。

○2番（江森 正君） 2番の江森です。

農用地番号Bから最後のページまであるんですが、住宅を建てて、ほとんど農家の住宅で、若い人がほとんど分家住宅を建てると思いますがけれども、残高証明は提出しているのでしょうか。農業委員会で許可しても、お金が不足するために建物がつくれないということもあり得るんでありますから、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○農業振興課（蛭間達也君） 残高証明というお話でしたが、結論から申し上げますと、そちらのほうまでは求めてはいません。その前に、農業委員会のほう、農地転用の見込みという

中で相談票というものも出してもらっているんですが、そのときもつけてもらってないのですが、財産の所有状況については求めていないです。

○2番（江森 正君） ということは、通帳に残高証明がなくても、許可ならば分家住宅、あるいは住宅メーカーが絡んでくるでしょうけれども、別にお金の残高証明は要らないということですね。

○事務局（正能 光君） よろしいですか。除外の審査の中で、残高証明をつけてくださいというのは、審査基準の中にはありません。次の農地転用のときに、残高証明もつけていただいて審査するわけなんですけれども、除外の段階ではそこまでの資料は求めておりません。

○2番（江森 正君） はい、わかりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見、ご質問がございますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ほかにご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Bの事案1から事案5については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定いたします。

次に、農用地区域番号Dの事案7から事案12について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） Dの事案番号7から12について説明いたします。

事案番号7番、こちらの除外事由は、自己用住宅となっております。

こちらの事業計画者は、家族4人で実家に居住しております。結婚の予定がありまして、新しい所帯を持つに当たり、自己用住宅の建築を計画いたしました。土地所有者は父親になりまして、そちらの父親の実家にも近接しており、お互い助け合うことができ、利便性が高いと思われまます。

次に、事案番号8番、こちらの除外事由は、沿道サービス、中身としてはガソリンスタンドとなっております。

こちらの事業計画者は、石油製品の販売事業を基盤事業としており、その事業は全国展開されております。今回の申出地の選定理由については、国道122号線沿いで検討したところ、周辺に工場や住宅があり、また、信号角地でもあることから、利便性、また集客が見込まれるということで選定されました。

続いて、事案番号9番、こちらの除外事由は、自己用住宅となっております。

こちらの事業計画者は現在、家族3人で借家に住んでおります。子供も生まれ、何かと手狭に感じていたため、今回の計画となりました。こちらの申出地は、実家に近接しており、お互い助け合うことができるため、利便性が高いと思われま

続いて、事案番号10番、こちらの除外事由は、敷地拡張です。

こちらの事業計画者は、20年以上隣接地に居住しておりますが、自宅の排水管が申出地である農地に設置されておりました。こちらの農地の所有者に確認したところ、排水管設置部分について譲っていただく同意が得られたため、今回の申出となっております。農地に埋設されているものではございますが、既に何十年も設置されており、ほかに排水経路がないこと、また、耕作に大きな影響が出ないことから、是正のための農用地からの除外・転用はやむを得ないものと考えられます。

続いて、事案番号11番、こちらの除外事由は、敷地拡張、駐車場の敷地拡張となっております。

こちらの申出地は、事務所及び駐車場の隣接地となっております。既存の駐車場は飽和状態であり、バスや従業員の車両の出し入れが困難で、現状とても危険であります。また、作業効率も悪いことから、今回の申出となっております。こちらの申出地は、事務所、既存駐車場、道路に囲まれており、周辺の農地の営農には支障が少ないものと思われま

続いて、事案番号12番、こちらの除外事由は、自己用住宅となっております。

こちらの事業計画者は現在、夫婦で借家に居住しております。昨年結婚したこともあり、将来のことを考え、自己用住宅の計画となりました。申出地につきましては、計画者の父親の土地から選定されました。父親の所有する土地で検討したところ、接道条件、インフラ整備等、建築が見込まれる土地について申出地のみとなっておりますので、こちらの土地が選定されました。実家や父親の所有する農地の隣接地でありまして、農作業も今後手伝いやすくなると見込まれます。

事案番号7から12の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○会長（小倉和夫君） はい。遠井さん。

○7番（遠井 勝君） ちょっと12番の案件で確認したいんですが、除外申出する場合の地積面積と、それから事業計画面積ってありますけれども、基本的にはこれは上限が500㎡ということなんだろうと思うんですが、これ例えば地積が、12番のBの案件ですとですね、

畑で613㎡で、499㎡の事業計画面積ということでございまして、当然これは申請のときには500未満で、転用申請は出てくるんだろうと思うんですけども、これは当然分筆した形で申請になるんでございましょうか。

○農業振興課（蛭間達也君） 今の除外申出の状況としましては、まだ分筆がされてない状況でされているんですが、農地法の許可手続き、農地転用の申請の際には、必ず分筆をしてから申請となります。

○7番（遠井 勝君） それで、実際これ訪問してヒアリングしてきたんですが、例えば1筆のときで、こういうふうには500㎡の上限があった中で、どうしても利用価値を、このまま分筆してやるということだと、土地の利用状況でちょっと不合理が出るので、そっくりこのままやるということは、基本的にはできないということと考えていいんですか。

○農業振興課（蛭間達也君） 基本的には、住宅を建てる場合、住宅に係る土地の面積分のみ除外を認めております。仮に500以上の場合なのですが、農業委員会の事務局に相談しまして、例えば510㎡とか520㎡とか少し多いというもののイメージなんですが、その場合、全部転用できる場合については、全部除外した上で全部転用という場合もあります。

○7番（遠井 勝君） それは、転用申請を農業委員会のほうに申請した時点で、その辺については検討の余地があるということと考えていいんですか。

○農業振興課（蛭間達也君） はい。

○7番（遠井 勝君） 申請は、あくまで500未満ですけども、実質効率的な面積で運用したいという場合は、1筆面積を分筆して、一部農地にすれば利用できるという考え方で走るんですか。

（「会長、いいですか」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（正能 光君） 残った残地については、十分農地として利用価値があるということですので、上限どおり500㎡未満でということ判断したところです。最初の除外のときはですね、分筆予定線で、転用のときは、きちんと分筆して筆が分かっていると、それが条件でございます。

○7番（遠井 勝君） わかりました。

○会長（小倉和夫君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご意見等がないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Dの事案7から事案12について、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 次に、農用地区域番号Eの事案13から事案16について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） Eの事案番号13から16について説明させていただきます。

事案番号13番、こちらの除外事由は、自己用住宅となっております。

こちらの事業計画者は現在、夫婦で借家に居住しておりますが、今後、子供が生まれ手狭になることを考え、今回の計画となりました。こちらの申出地は、妻の父親の土地から選定しております。実家の隣接地となっており、子育ての支援や農作業の手伝いがしやすく、利便性の高い環境と思われれます。

続いて、事案番号14番、除外事由は、分家住宅となります。

事業計画者は、家族4人で借家に居住しております。家族も増え、手狭になったため、今回の計画となりました。申出地は、妻の父親の所有地であります。実家に隣接しており、また、妻の友人も近隣に住んでおり、子育てなどにとっても便利な土地であると選定されました。

続いて、事案番号15番、除外事由は、分家住宅となります。

事業計画者は、家族4人で借家に居住しております。家族も増え、手狭になったため、今回の計画となりました。申出地は妻の父親の所有地であり、実家から近く、集落になっていることから選定されました。

続いて、事案番号16番、除外事由は、敷地拡張となります。

こちらの事業計画者は現在、家族7人で同居しておりますが、子供が成長するにつれ乗用車が増え、現在では車両を4台所有しております。当初よりも増えたため駐車スペースが足りなく、とても苦慮していることから、今回の敷地拡張の計画となりました。

事案番号13から16の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問ありましたらお聞かせください。

○15番（柳田 浩君） すみません。15番、柳田ですけれども、16番、敷地拡張、これは既存の面積は何㎡ですか。合わせてどうなるのでしょうか。これは分家だったんですか、その辺をちょっと確認させてください。



○農業振興課（蛭間達也君）　こちら、もともとの宅地の面積は311.04㎡となっております。今回の除外拡張する面積を含めまして、合計460から70の面積となっております。500㎡未満ということから、適正だと考えました。もとは分家住宅で開発許可を受けております。

○15番（柳田 浩君）　2905-1の畑は何㎡あるのですか。

○農業振興課（蛭間達也君）　こちらは畑として残る残地になりますが、約43㎡となっております。

○15番（柳田 浩君）　本人が残したい、畑として残したいのならいいんだけども。

○事務局（染谷 守君）　すみません。その質問に対しまして、ちょっと回答させていただきます。

今回の除外の申出地は、農地性で判断すると第1種農地、南側にですね、広大な農地が広がりますので第1種農地という扱いになるんですけども、除外した暁には第1種農地になるんですが。それで、第1種農地の規定がありまして、既存敷地の敷地拡張は1.5倍までと明確に規定がありますので、それを超えない範囲でやっていただくと、そういった指導になっております。

○会長（小倉和夫君）　ほかにご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君）　ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Eの事案7から事案12について、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　次に、農用地区域番号Fの事案17から事案23について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君）　Fの事案番号17から23について説明いたします。

事案番号17番、こちらの除外事由は、敷地拡張となっております。こちら、工場用地の敷地拡張であります。

事業計画者は、鉄構物製造業を営んでおります。こちらの工場なんですけど、加須市 地域に現在、工場がございますが、そちらの土地所有者から土地の返還を求められ、工場の移転の計画となりました。移転先として、工場に隣接している計画地を選定いたしました。既存の工場と一体的に利用することによって、利便性の向上が見込まれます。

次に、事案番号18番、こちら除外事由は、分家住宅となります。

事業計画者は現在、祖父母と同居しております。将来のことを考え、独立したいと計画したところ、祖父の土地を譲ってもらえることとなりました。申出地は、実家の近くであり、利便性がいいことから選定しております。

続いて、事案番号19番、除外事由は、農業用倉庫です。

事業計画者は、農業を営んでおります。資材置場として、第三者の宅地を今まで借りておりましたが、所有者がかわったこと、また、現在空き家であることから、今後借りられないということでありまして、新たな資材置場の移転の計画となりました。こちら、計画地はご自身の土地であること、また、自宅から一番近い土地であるということから選定いたしました。

続いて、事案番号20番、除外事由は、敷地拡張です。

事業計画者は、貸切旅客自動車運送業を営んでおります。既存の駐車場では、観光バスの台数の増加によって回転スペースが狭く、危ないこと、また、バスの増加を計画していることから、今回の敷地拡張の計画となりました。また、敷地の拡張に合わせて、既存事務所の移動も計画しております。敷地の拡張によって、業務の拡大、利便性の向上、安全性の確保が見込まれます。

続いて、事案番号21番、除外事由は、業務用駐車場兼資材倉庫です。

事業計画者は、産業廃棄物処理業を営んでおります。業務の拡大に伴い、資材倉庫の新設が必要となりました。具体的には、工場からの有価物を圧縮し貯蔵し、販売価格の変動に合わせて出荷いたします。その他、業務に必要な資材等も納める計画となっております。また、それに合わせて、大型車の駐車場スペースも設ける計画となっております。こちらの申出地については、工場や事務所と近接しており、利便性の向上が見込まれます。

続いて、事案番号22番、こちらの除外事由は、業務用駐車場敷地です。

こちらの計画者は、先ほどの21番と同一人物でありまして、産業廃棄物処理業を営んでおります。こちらは、業務の拡大に伴い、業務用車両の駐車場の確保が急務となりました。こちらは、大型車32台分の駐車場を確保するものです。先ほどの事案と合わせて、合計50台分の大型駐車場の確保となります。今までも大型駐車場だったのですが、こちら既存の敷地に今まであったのですが、その敷地に新たな建物を建てる計画がありまして、駐車場の移転が余儀なくされました。こちら、既存の駐車場は中型車の駐車場とし、大型と中型の駐車場スペースを分ける計画となっております。

続いて、事案番号23番、こちらの除外理由は、従業員用の駐車場敷地となっております。

こちらは、先ほど21番、22番と同一であります。こちらの駐車場敷地については、従業員用の駐車場の確保によるものです。業務の拡大に伴い、20名ほど新しく採用したため、その駐車場を確保するものとなっております。既に使用している従業員用の駐車場の隣接地でありまして、一体的に利用できることからこの土地を選定いたしました。

事案番号17から23の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問等ありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Fの事案17から事案23については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定いたします。

次に、農用地区域番号Gの事案24から事案25について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（蛭間達也君） Gの事案番号24、25について説明いたします。

事案番号24番、こちらの除外理由は、沿道サービス、中身はうどん店となっております。

事業計画者がうどん店として沿道サービスを計画するに当たり、交通量の多い県道沿いで選定いたしました。こちら、計画地は、計画者の夫が所有する土地から選定しておりまして、この土地が一番交通量及び集客が見込めるため、選定されました。

次に、事案番号25番、除外事由は、駐車場敷地となっております。

こちらの事業計画者は、飼料販売業を営んでおり、本社は付近の 地区に設けられております。車両の増車の計画があること、現在手狭であることから、今回の駐車場新設の計画となりました。計画地については、本社から近い県道沿いで選定しておりまして、国道へのアクセスも容易なことから選ばれました。

事案番号24、25の説明は以上となります。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

農用地区域番号Gの事案24から事案25については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。



### ◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出7件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用の届出13件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出21件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案については全て終了いたしました。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会へお戻しいたします。

○局長(高橋 章君) 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○局長(高橋 章君) それでは、最後に、野川職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理(野川良翁君) 長時間にわたりまして、各委員さんには慎重審議をいただき、本

当にありがとうございました。

これをもちまして平成30年8回の農業委員会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時28分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年8月24日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 田 島 啓 司